様式第1

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

北海道建設部まちづくり局都市環境課 公園下水道担当課長 (技術支援協力に係る甲の事務局)

市町村長名 又は 下水道管理者名 印 (乙の番号)

下水道技術支援協力要請書

「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」第4条の規定に基づき、次のとおり要請します。

L	
	支援活動日時(緊急の場合は想定内容を記載)
L	
	支援活動場所(緊急の場合は概要を記載)
	支援活動内容
	要請担当者及び連絡先
	所属:
	氏名:
	固定電話:
	携帯電話:
	FAX:
	E-mail 公用:
	E-mail 携带:

様式第2

 都環 第
 号

 平成 年 月 日

(一社)全国上下水道コンサルタント協会北海道支部 支部長 様(技術支援協力に係る丙の事務局)

北海道建設部まちづくり局都市環境課 公園下水道担当課長 印 (技術支援協力に係る甲の事務局)

下水道技術支援協力要請書

「災害時における下水道管路施設の技術支援協力に関する協定」第4条の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 技術支援要請自治体

自治体名	災害の	支援活動日時	支援活動場所	支援活動内容	要請担当者及
	状況				び連絡先

※複数の自治体からの要請について、本様式を同時に使用できるものとする。

※本表は、技術支援協力要請自治体数及び要請内容によって適宜変更することができる。

2 その他

甲の事務局の担当者

様式第3

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

北海道建設部まちづくり局都市環境課 公園下水道担当課長 (技術支援協力に係る甲の事務局)

> (一社)全国上下水道コンサルタント協会 北海道支部 支部長 印(技術支援協力に係る丙の事務局)

技術支援協力可能企業通知

氏名:

固定電話: 携帯電話: FAX:

E-mail 公用: E-mail 携带:

「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」第4条の規定に基づき、次のとおり要請に回答します。

1 技術支援協力可能企業通知

自治体名	企業名	支援活動日時 (予定)	業務担当者 (予定)
自治体名	企業名	支援活動日時 (予定)	業務担当者 (予定)
		·	
2 その他			
丙の事務局の担当:	者		
	所属:		

様式第	4

 都環 第
 号

 平成 年 月 日

(一社)全国上下水道コンサルタント協会北海道支部 支部長 様(技術支援協力に係る丙の事務局)

北海道建設部まちづくり局都市環境課 公園下水道担当課長 印 (技術支援協力に係る甲の事務局)

技術支援協力要請回答書

「災害時における北海道の下水道施設の技術支援協力に関する協定」第4条の規定に基づき、 次のとおり通知に回答します。

1 技術支援協力要請自治体

自治体名	支援協力者

様式第5

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

北海道建設部まちづくり局都市環境課 公園下水道担当課長 (技術支援協力に係る甲の事務局)

> (一社)全国上下水道コンサルタント協会 北海道支部 支部長 印(技術支援協力に係る丙の事務局)

下水道技術支援協力報告書

「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」第7条の規定に基づき、次のとおり要請に回答します。

施設名							
所在地							
応急対策業務の内容							
応急対策業務に従事	日時	自	年	月	日	時	
した日時及び期間		至	年	月	日	時	
	期間					日間	
支援協力者		•					
従事した技術者の人							
数,使用した資機材の							
種類・数量等							
その他必要な事項							

作業記録簿(事務局会員作成)

日報「甲又は乙への支援活動」

平成 年 月 日

時刻	内容	備考

【特記事項】

- ■主な仕事
- ■主な作業
- ■**支援活動に関して支出した経費**(証明書類を添付のこと。電車・バスについては省略可。)

災害時における協力体制に関する協定

北海道建設部(以下「甲」という。)と一般社団法人日本砕石協会北海道地方本部(以 下「乙」という。)及び一般社団法人日本砂利協会北海道支部(以下「丙」という。)) は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、 道民の生命及び財産を守るため、積極的に協力体制を講ずるにあたって、次のとおり協 定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において、北海道地域防災計画に基づき、(総合)振興局建 設管理部が所管する公共土木施設の災害応急対策等を円滑に進め、災害の拡大防止と 被災施設の早期復旧を図ることを目的とする。

(内容)

第2条 協力内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1)情報連絡網の構築・共有
- (2)協力実施体制の構築・共有
- (3) 骨材等の取扱状況の報告
- (4) 災害応急対策の骨材等の調達に係る業務対応
- (5) その他必要と認める業務対応

(役割)

第3条 乙及び丙は、災害時において、甲の要請により、地方本部会員及び支部構成員 を代表して、第2条に係る調整を行うものとし、甲からの要請窓口は乙及び丙とする。

(情報連絡網)

第4条 乙及び丙は、第2条第1項第1号に基づき、情報連絡網を整備し、甲と共有す るものとする。

(他の協定等との関係)

第5条 この協定は、乙又は乙の会員並びに丙又は丙の構成員が既に締結している他の 相互応援等に関する協定等に基づく応援を妨げるものではない。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までの期間とし、 3者の申し出が無い限り、毎年度更新するものとする。 (その他)

第7条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲、乙、 丙が協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙署名の上、各自その1通を保 有する。

平成31年1月25日

北海道建設部長

乙 一般社団法人日本砕石協会

北海道地方本部長

一般社団法人日本砂利協会

北海道支部長

一一澤由剛

災害時における協力体制に関する協定

北海道建設部(以下「甲」という。)と一般社団法人プレストレスト・コンクリート 建設業協会北海道支部(以下「乙」という。)は、災害が発生し、又は発生するおそれ がある場合(以下「災害時」という。)において、道民の生命、身体及び財産を守るた め、連携協力の実施事項に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において、北海道地域防災計画に基づき、(総合)振興局建設管理部が所管する公共土木施設(プレストレスト・コンクリート構造物)の被害調査及び災害応急対策等を円滑に進め、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図ることを目的とする。

(内容)

- 第2条 この協定による協力内容は、次に掲げるとおりとする。
 - (1)情報連絡網の構築・共有
 - (2)協力実施体制の構築・共有
 - (3) 資機材保有状況の報告
 - (4) 施設の被害状況の把握に係る業務対応
 - (5) 応急対策や災害復旧の技術的助言・提案
 - (6) その他必要と認める業務対応

(要請)

第3条 甲は乙の会員である企業等の業務及び建設資機材(以下、「業務等」という。) の協力が必要と認めるときは、乙に乙の会員の出動を要請するものとする。

なお、要請は原則として文書によるが、文書をもって要請するいとまがないときは、 口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員に対し、協力を指示(要請)するものとする。

(連絡責任者)

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては北海道建設部建設政策局維持管理防災課長、乙においては一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会北海道支部事務局長とする。

(他の協定等との関係)

第5条 この協定は、乙又は乙の会員が既に締結している他の相互応援等に関する協定 等に基づく応援を妨げるものではない。

(有効期限)

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から平成32年3月31日までの期間とし、 双方の申し出が無い限り、毎年度更新するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲、乙 が協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成31年3月26日

甲 北海道建設部長

可田恭一

乙 一般社団法人 プレストレスト・コンクリート建設業協会

北海道支部長

鈴木祥一

北海道と AUTHENTIC JAPAN 株式会社との消防活動等の協力に関する協定

北海道(以下「甲」という。)と AUTHENTIC JAPAN 株式会社(以下「乙」という。)は防災活動等の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、山岳等における遭難者の生命、身体及び財産を保護するため、甲及び乙の協力体制を確立し、もって防災活動を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

(情報提供)

第2条 乙は、会員制捜索へリサービス「ココヘリ」に加入している会員(以下「会員」という。)に関する 救助要請が行われた場合、要請内容、会員氏名、ID番号、緊急連絡先及びその他必要な情報(以下「会 員情報等」という。)を速やかに甲に提供する。

(協力事項等)

- 第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、乙に対して次に掲げる事項を求めることができる。
- (1) 山岳遭難等の災害通報を受理した場合において、遭難者が会員であるかについて照会すること。
- (2) 前号の遭難者が会員である場合には、当該会員情報等を提供すること。
- (3) ココヘリ機器を提供すること。
- (4) その他必要と認めること。

(有効期限)

- 第4条 この協定の期間は、協定を締結した日から1年間とする。
 - 2 前項に規定する期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き 同一条件をもって本協定を継続するものとする。
 - 3 甲、乙いずれかが、本協定を解除しようとする場合は、解除する期日の1ヶ月前までに申し出なければならない。

(秘密保持)

第5条 甲及び乙は、協力の実施上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議)

第6条 甲及び乙は、誠実にこの協定書を履行し、この協定に定めのない事項または、この協定に疑義を生じた事項のあるときは、その都度協議の上、決定するものとする。

(協定書の保管)

第7条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和2年4月9日

甲 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道知事 鈴木 直道

乙 福岡県福岡市中央区赤坂 1-11-14F

AUTHENTIC JAPAN 株式会社 代表取締役 久我 一総

